

議案第 26 号

古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 19 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例
の失効期日を改めることに関し、古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例（令和5年長久手市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の失効期日を改めることに関し、古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 古民家移築事業において、当初計画よりも時間を要し歴史民俗体験施設整備事業のスケジュールが遅れ、条例の効力発生期間を延長する必要性が生じたため、条例の失効期日を延長するものです。

2 改正の内容

この条例の失効期日を令和10年3月31日に改めること。(附則第2項関係)

3 今後の影響

条例の改正により、古戦場公園再整備基金を歴史民俗体験施設整備事業に継続して充当できるようになります。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。